

## 書類や役員に関する規定はこう変わる！

	従来の「社団法人」	2008年度以降の一般社団法人	2008年度以降の公益社団法人
今後の取扱い方ひとことと言うと	2013年11月30日までに一般社団法人か公益社団法人に移行しなければ解散	従来の <b>中間法人と同等の扱いになる</b> (従来と大差ない)	従来の「特定公益増進法人」に匹敵する扱いになる (従来より条件が増える)
定款に記載しなければならないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的</li> <li>名称</li> <li>事務所の所在地</li> <li>資産に関する規定</li> <li>理事の任免に関する規定</li> <li>メンバーの資格の得喪(≒入会、退会)に関する規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的(営利目的でないこと→公益でも可)</li> <li>名称</li> <li>事務所の所在地</li> <li>設立時のメンバーの氏名(法人の場合は名称)と住所</li> <li>メンバーの資格の得喪に関する規定</li> <li>公告方法</li> <li>事業年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的(<b>公益目的事業が主であること</b>)</li> <li>名称</li> <li>事務所の所在地</li> <li>設立時のメンバーの氏名(法人の場合は名称)と住所</li> <li>メンバーの資格の得喪に関する規定</li> <li>公告方法</li> <li>事業年度</li> </ul>
監事について	一人以上。	理事会を設置する場合は一人以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人以上。</li> <li>任期は原則4年、定款で短縮しても<b>2年</b>まで。</li> <li><b>一定の経理実務経験がある者。</b></li> </ul>
理事について	一人以上	一人以上。 理事会は設置していなくてもよいが、設置する場合は三人以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>理事会の設置が必須</li> <li>三人以上</li> <li>他の同一団体の関係者や、三親等以内の親族が1/3以上いてはいけない</li> </ul>
事務局で閲覧できるようにしておかなければならない書類	以下のものを、メンバーに <b>*いつでも</b> 提示できるようにしておくこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>定款</li> <li>財産目録</li> <li>会員名簿</li> <li>役員名簿</li> <li>事業報告書</li> <li>収支計算書</li> <li>正味財産増減計算書</li> <li>貸借対照表</li> <li>事業計画書</li> <li>収支予算書</li> </ul> *平成9年より指導監督基準が強化され、 <b>原則誰でも</b> 閲覧できるようにすることとされた。	以下のものを、メンバーに <b>いつでも</b> 提示できるようにしておくこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>定款</li> <li>財産目録</li> <li>会員名簿</li> <li>役員名簿</li> <li>事業報告並びに附属明細書</li> <li>収支計算書</li> <li>正味財産増減計算書</li> <li>会計帳簿と関連する資料</li> <li>貸借対照表及び損益計算書</li> <li>事業計画書</li> <li>収支予算書</li> <li>総会の議事録</li> </ul>	以下のものを、 <b>いつ、誰でも閲覧</b> できるようにしておくこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>定款</li> <li>財産目録</li> <li>会員名簿</li> <li>役員名簿</li> <li>事業報告並びに附属明細書</li> <li>収支計算書</li> <li>正味財産増減計算書</li> <li>会計帳簿と関連する資料</li> <li>貸借対照表及び損益計算書</li> <li>事業計画書</li> <li>収支予算書</li> <li>総会の議事録</li> </ul>

商工会議所青年部にも入っている人に注意すべきかも？

  : 従来より厳しくなること  
  : 従来より有利になること